

地域安全ニュース

発行所：鹿屋・垂水地区防犯協会 TEL 44-0110(内線271)

★子どもたちの安全を守る★ 小・中学校などで防犯講話及び不審者、声かけ対処訓練

鹿屋市及び垂水市の小・中学校などでは、鹿屋警察署、垂水幹部派出所及び駐在所などの協力を得て、「校内に不審者が侵入した場合の対処訓練」、「子どもも110番の家、駆け込み訓練」及び不審者から身を守る訓練を4月から6月にかけて実施しました。不審者侵入対応、避難訓練では、授業中に突然不審者が教室に侵入し、警察官扮する暴れ回る不審者に職員が対峙しけん制しながら、生徒たちを安全な場所に避難誘導し、退避させるという想定で訓練を行いました。また、子ども110番の家、駆け込み訓練も実施され、子どもたちは知らない人から声を掛けられても「いかのおすし」で身を守ることを、訓練を通じて学びました。

最近では、新潟での女子児童殺人事件など凶悪事件が発生しており、管内でも、昨年声かけ、つきまといなどの発生事案が56件発生し、今年はすでに5月末現在で18件発生しています。今後も地域で子供が犯罪に遭わないように心がける必要があります。



不審者を押さえる先生



中学生に自分の身を守る講話



小学生に「いかのおすし」



不審者に油断しない

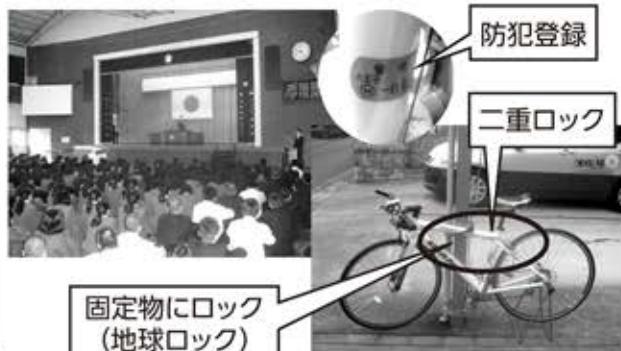
自転車盗難防止について

鹿屋警察署では、平成30年度の自転車安全利用と自転車盗難防止モデル校に鹿屋中央高等学校を指定し、4月11日、同校の体育館で全校生徒が見守るなか、名頭園(みょうとぞの)鹿屋警察署長から、生徒代表者にモデル校の指定書が交付されワイヤーロック錠、モデル校指定のぼりを贈呈しました。同校は、今後一年間生徒を中心として自転車盗難被害防止に向けた活動を推進します。

鹿屋警察署管内では、今年に入り5月末現在、自転車盗難被害が16件発生しており、その内11件が鍵を掛けていませんでした。鹿屋警察署では、防犯対策として二重ロックを推奨しており確実な施錠、防犯登録への呼びかけを実施しています。

自転車盗難防止対策

- 防犯登録はユーザーの義務
- ロックは必ず2つ以上用意する
- 駐輪場は防犯カメラのある施設がGood
- 物理的に動かないもの（固定物）と、つなぐ
- 人目があるに越したことはない
- 放置自転車と誤認されないように注意する
- 短時間なら携行しやすいサイズのロックを用意する
- 駐輪時間の長短でロックの強度を選ぼう
- 自宅ではできるだけ室内保管を（高価な自転車ほど）



回観

裏面もお読みください。

平成30年 夏の交通事故防止運動の実施

7月21日(土)～7月30日(月)
までの10日間

1 運動のスローガン

「鹿児島の夏！マナーが輝く快適ロード」

2 運動の重点

- (1) 子どもと高齢者の交通事故防止～「ちゃいっぺ心で補償運転」・「プラス1（ワン）運動」等の推進と「かごしま自転車条例」及び「かごしま自転車安全利用五則」の周知徹底～
- (2) 飲酒運転・あおり運転等危険運転の根絶～「飲酒運転8（やっ）せん運動」・「ハンドルキーパー運動」等の推進～
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底～「します・させます運動」の展開～

3 運動の目的

県民一人ひとりが交通安全を自分自身のこととして捉えるとともに、交通安全意識を高め、思いやりとゆずり合いの心を持って、主体的に交通安全活動を実践することにより、県民総ぐるみで悲惨な交通事故を防止すること。

梅雨時における大雨や長雨、台風に対する備え

梅雨も本格的になり、防災に対する備えが重要になります。特に土砂災害等は梅雨末期や台風の時期に集中し、一瞬にして命と生活の場を奪っていきます。早めの備えと同時に災害等から身を守るために、次のことに注意し自主防災に努めましょう。

- ◆ 気象情報に注意しましょう。
 - テレビ、ラジオ、スマートフォン等で最新の気象情報を入手しましょう。(雨の降り方をあなどらない)
- ◆ 事前に家の回りの安全確認
 - 家の回りに飛ばされやすい物を置かない。
- ◆ 避難場所の確認をしましょう。
 - 避難場所と避難経路を家族で確認しましょう。
- ◆ 危険を感じたら早めの避難をしましょう。
 - まだ大丈夫と自分で判断せず、避難勧告には従いましょう。(防災無線に耳を傾けましょう)
 - 家の周辺に異変を感じたら早めに避難しましょう。また、防災については、地域ぐるみで話し合い、非常時には、みんなと一緒に助け合いましょう。
 - お年寄りなどの避難に協力しましょう。
 - 避難の荷物は最小限にしましょう。
- ◆ 子どもの通学路や遊び場所付近の川や用水路に注意しましょう。
- ◆ 懐中電灯やラジオなどの電池交換も早めに。

うそ 還付金などの詐欺に注意

・こんな電話があったら要注意

- 官公庁職員や銀行員が還付金手続きのために、ATMに誘導したり、ATMの操作を指示したりすることは絶対にない。
- ATMを操作して、他人からお金が振り込まれることはない。
- 「還付金（払戻金）がある。」といった電話がきたときは、詐欺を疑うこと。
- 銀行協会員などが自宅にキャッシュカードなどを預かりに来る事はない。
- 警察官や銀行協会員などを名乗る者から電話があっても、すぐに信用せず、警察署に電話をして確認すること。
- 電話で、取引銀行名や暗証番号を聞かれてても、絶対に教えず、詐欺を疑うこと。
- 少しでも不審に思ったら、一人で判断せず、必ず家族などに相談すること。

不審な電話が来た
ら、家族や警察に
相談しましょう！



鹿屋警察署：0994-44-0110